3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年６月22日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 24 年８月９日
関東地方整備局長　下保　　修
1　処分をした年月日　平成24年６月22日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ピーエスケー　小林　康人　東京都中央区日本橋本町３－８－５　国土交通大臣許可（特－20）第22706号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年６月22日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 24 年８月９日
関東地方整備局長　下保　　修
1　処分をした年月日　平成24年６月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　藤田商事株式会社　井上　史明　東京都千代田区神田東松下町23－１　国土交通大臣許可（般－21）第3547号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年６月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 24 年８月９日
関東地方整備局長　下保　　修
1　処分をした年月日　平成24年６月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ソニーファシリティマネジメント株式会社　鎌田　敏治　東京都港区港南１－７－１　国土交通大臣許可(特－21)第18295号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、管工事業、内装仕上工事業及び電気通信工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年６月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１１９５号
札幌市東区北31条東６丁目２番13号　ノースライト31―205号
債務者　増井　美子
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２９８号
札幌市西区宮の沢１条３丁目９番10号　ビューフラット宮の沢102号
債務者　高橋　利彦
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３８４号
札幌市北区北39条西３丁目１番14―201号
債務者　桝山あづさ
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４１１号
札幌市東区北11条東９丁目１番３―1003号
債務者　洪　　福杓
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４６５号
札幌市中央区南８条西８丁目522番地４　アクアボーン８・８―302号
債務者　松本志津子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４９２号
札幌市東区北43条東３丁目１番12号　フェバーコーポ302号
債務者　畑谷　勇二
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４９９号
北海道千歳市桜木１丁目２番15号
債務者　佐藤　瑞穂
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５５６号
札幌市手稲区富丘３条７丁目１番40号　ニキハウス203号
債務者　山田　イツ
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５６８号
札幌市東区北42条東14丁目１番３号　銀栄荘202号
債務者　佐々木有子
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５９０号
札幌市厚別区厚別中央３条４丁目20番６―203号
債務者　木谷　恵里（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６２２号
札幌市厚別区大谷地東４丁目２番20―402号
債務者　野村　伊代
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部